

わたSHIGA体感！快適エコ住宅PR事業 協力事業者募集要項

1 目的

滋賀県では、快適でエコに暮らすことができ、健康や省エネの推進にもつながるZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）普及促進に取り組んでいます。

本事業では、民間事業者によるZEHの良さを体感できる取組を県が発信することで、県内のZEHの普及や、県民の皆様の良好な住環境の実現、省エネの推進につなげます。

2 事業概要

ZEHの良さを県民等が体感できる取組を実施する事業者（以下「協力事業者」という。）を募集し、その取組を県ホームページ等で発信します。

3 協力事業者の募集等

本事業の協力事業者を以下のとおり募集します。（※今後随時見直しを行う場合があります）

（１）協力事業者の要件

①滋賀県内において以下のうちいずれか一つ以上の取組を6か月以上継続して実施すること

取組	要件	
【モデルハウス宿泊体験】 ZEH水準以上の省エネ性能を有するモデルハウスに宿泊し、ZEHの省エネ性能を体感できる取組	・モデルハウス（ルーム）の性能要件	
	ZEH強化外皮基準	平成28年省エネルギー基準を満たした上で、Ua値0.6（5～6地域）以下
【モデルハウス見学】 ZEH水準以上の省エネ性能を有するモデルハウスを見学し、ZEHの省エネ性能を体感できる取組	一次エネルギー消費量削減率（再生可能エネルギーを除く）	基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減
【集合住宅モデルルーム見学】 ZEH水準以上の省エネ性能を有するモデルルームを見学し、ZEHの省エネ性能を体感できる取組	・宿泊体験の場合は冷蔵庫、風呂、トイレが使用可能で、リネン品など宿泊に必要な基本的な備品を備えていること	
【ショールーム見学】 ショールームで一定以上の性能の建具（窓、扉、玄関ドア）を展示し、断熱性能を体感できる取組	以下の性能を満たす製品を展示すること ①ガラスの熱貫流率（Ug値）が1.5以下であること ②窓の熱貫流率（Uw値）が1.5以下であること ③熱貫流率（Ud値）が1.5以下の玄関ドア	

②次に掲げる条件を全て満たすハウスメーカー、工務店、リフォーム業者等であること

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づく建設業許可を取得していること
- イ 県内に事業所を有する者にあつては、全ての滋賀県税を納めていること
- ウ 県内に事業所を有しない者にあつては、審査基準日直前の確定申告を終えた決算の営業年度における法人税または所得税ならびに消費税および地方消費税を納めていること
- エ 滋賀県建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加資格の停止を受けていないこと

③取組において以下の事項をもれなく実施すること

ア 取組参加者の対応および取組の実施

- ・取組に必要となる備品等の準備
 - ・取組に関する問合せ、申込の受付等
 - ・モデルハウス等での参加者対応（ZEHのメリットの説明等）
 - ・参加者に対するアンケート（※）結果の提供（個人情報を含まない）
- ※協力事業者が独自で実施する調査等がない場合は、県の様式を使用すること

イ 県の住宅関連施策の情報発信への協力

- ・方法について県と調整の上、情報発信を実施すること

ウ 費用の負担

- ・取組を実施するために必要な経費は協力事業者が負担すること
- ・参加者に対し、取組に要する費用を請求しないこと

エ トラブル等の対応

- ・施設や備品を破損した場合や参加者の事故については、協力事業者と参加者の間で対処することとし、県は関与しない。なお、協力事業者は事故発生時に対処できる体制を整えること
- ・取組の実施に際し、自己の責めに帰する事由により、県または参加者または第三者に損害を与えた場合は、県または参加者または第三者に対し、その損害を賠償すること

オ 個人情報の適正な管理

- ・「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人情報を適正に管理すること

カ その他

- ・取組の実施においては各種関係法令等を遵守すること
- ・本事業に関する事務を派遣労働者、契約社員、関連する事業者等に行わせる場合は、本事業に関する一切の義務を遵守させること
- ・県に対し、派遣労働者、契約社員、関連する事業者等の全ての行為およびその結果について責任を負うこと
- ・参加者から障がいによる配慮の申し出があった場合、合理的配慮に努めること
- ・参加者に対し、過度な営業活動を行わないこと
- ・県との各種調整

(2) 滋賀県が実施すること

滋賀県は、協力事業者の取組について県ホームページ等で広報します。（協力事業者名やモデルハウス等の写真、申込先等を掲載します。）※協力事業者が自ら広報を行うことも可

4 応募手続等

応募手続等は以下のとおりとします。

(1) 応募方法

「しがネット受付サービス」により必要事項を入力し、必要な資料等をアップロードの上、応募してください。

URL : <https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/zehpr>



(2) 提出資料

- ①応募申込書（別記様式第1号）
- ②誓約書（別記様式第2号）
- ③事業者基本情報（別記様式3号）
- ④実施する取組別の取組概要（別記様式4号）
- ⑤参加者利用規約（別記様式第5号）
- ⑥建設業許可証の写し
- ⑦取組を実施するモデルハウスの検査済証の写し
- ⑧モデルハウスがZEH水準以上の仕様を満たすことを示す次のいずれかの書類
 - ア BELS評価書
 - イ 一次エネルギー計算書（一般社団法人住宅性能評価書・表示協会ホームページよりダウンロードした『住宅の「ZEH」に関する表示についての一次エネルギー計算書』を使用してください。）
- ⑨ショールームに展示する建具の仕様が分かるカタログ等
- ⑩次の税目について滞納額がないことを確認するための書類
 - 【県内に事業所を有する場合】全ての滋賀県税
 - 【県内に事業所を有しない場合】審査基準日直前の確定申告を終えた決算の営業年度における法人税または所得税ならびに消費税および地方消費税

※必要に応じ上記以外の書類を求める場合があります。

※提出資料は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了承ください。

(3) 応募内容の確認・取組の公表

応募内容が協力事業者の要件を満たすことが確認できた場合、県は協力事業者へその旨を通知した上で、取組を県ホームページ等で取組を広報します。

5 取組の変更

協力事業者として実施している取組を変更する場合は、変更する日の7日前までに以下の資料を滋賀県交通まちづくり部住宅課企画係へ提出してください。

- ①取組変更届出書（別記様式第6号）
- ②その他、変更に係る資料

6 広報の中止

以下のいずれかに該当する場合は、取組内容の県ホームページ等での広報を中止します。

- ①協力事業者から取組廃止届出書（別記様式第7号）の提出があった場合
- ②協力事業者またはその取組内容が「3 協力事業者の募集等」の「(1) 協力事業者の要件」に適合しないことが判明した場合
- ③その他、取組内容の広報を中止することが必要と認めた場合

7 問合せ先

本事業に関する問合せ先は以下のとおり

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県交通まちづくり部住宅課 企画係

T E L : 077-528-4235

F A X : 077-528-4911

E-m a i l : house-kikaku@pref.shiga.lg.jp